子ども・子育て支援新制度の施行と 障害児支援の充実について

全体像

- 障害児に対する支援については、大別して
 - ① すべての子どもを対象とする施策(一般施策)における障害児への対応
 - ② 障害児を対象とする専門的な支援施策(専門施策)
 - の2つの施策体系があり、それぞれ充実を図るとともに、相互の連携強化が必要
- 一般施策については、子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)において、
 - ① 市町村計画における障害児の受入体制の明確化
 - ② 優先利用など利用手続における障害児への配慮
 - ③ 様々な施設・事業において障害児の受入れを促進するための財政支援の強化や、障害児等 の利用を念頭に置いた新たな事業類型の創設
 - 等により、障害児支援の充実を図る
- 専門施策については、
 - ① 通所支援・入所支援など施設・事業者が自ら行う障害児支援に加えて、
 - ② その専門的な知識・経験に基づき、一般施策をバックアップする「後方支援」として位置付け、保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進める

子ども・子育て支援新制度における対応(1)

1. 市町村計画における障害児の受入体制の明確化等

- 市町村計画においては、
 - ① 障害児等が円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、障害児等の人数等の状況、施設・事業の 受入れについて把握、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を記載
 - ② 「任意記載事項」として、都道府県の行う専門施策との連携について記載
- 都道府県計画においては、「基本的記載事項」として、専門施策の実施について記載
- * 自治体に対して、計画策定に当たり、障害者総合支援法の「第4期障害福祉計画」に基づく施策との緊密 な連携の確保を要請

<u>2. 利用手続における障害児への配慮</u>

- ○「保育認定を受ける子ども」(2号子ども・3号子ども)については、市町村が利用調整。このプロセスの中で、 市町村が、計画に基づいて、受入可能な施設に委託又はあっせんすることが基本
 - → 障害児については、「優先利用」の仕組みの対象。各市町村において、障害児保育を実施している保 育所については、その分の枠を優先的に割り当てるなど配慮。
- ○「教育標準時間認定を受ける子ども」(1号子ども)については、市町村が自動的に関わる仕組みではないが、保護者又は施設からの要請に応じ、計画に基づいて、受入れ可能な施設をあっせんすることができる

子ども・子育て支援新制度における対応(2)

3. 給付対象の施設・事業における障害児対応の充実

- 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)の障害児の受入れについては、従来の財政支援措置(私学助成、障害児保育事業(一般財源))により対応することが基本。 その上で、公定価格において、障害児を受け入れる施設において、主幹教諭、主任保育士等を補助する職員を配置して、地域の子ども(非在園児)の療育支援に取り組む場合の加算を設ける。
- 地域型保育事業(新設)については、公定価格において、障害児数に応じた職員加配の加算(2:1配置) を設ける。(居宅訪問型を除く)
 るの1類型ではる民党計器型保育事業(1:1配置)については、「障害等の租度を勘案」で集団保育が業

その1類型である居宅訪問型保育事業(1:1配置)については、「障害等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である乳幼児」を利用対象の1つとしている。

4. 地域子ども・子育て支援事業における障害児対応の充実

- 〇 「一時預かり事業」「延長保育事業」において、障害児等の利用を想定した「訪問型」を創設
- 〇 「放課後児童クラブ」において、障害児を受け入れた場合の職員加配の加算を拡充(従来の加配職員1名に加え、5名以上の障害児を受け入れた場合更に1名加配)
- 多様な主体の参入促進事業(新設)において、認定こども園が、私学助成・障害児保育事業の対象にならない障害児を受け入れた場合の財政支援を創設
- 利用者支援事業(新設)において、障害児も含めた、子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、適切な施設・ 事業の利用を支援(利用者支援)。地域の社会資源とネットワークを構築(地域連携)

障害児が利用可能な支援の体系(専門施策)

	サービス名			利用児童数	施設•事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	障害者総合支援法	9,367	18,499
	同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う		168	5,660
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回 避するために必要な支援、外出支援を行う		2,748	1,396
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを 包括的に行う		0	9
活 動 系	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め 施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	法	6,211	3,927
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援を行う。		68,831	2,978
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	児童福祉法	2,509	101
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活 能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う		89,120	5,307
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との 集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		1,874	321
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導 及び知識技能の付与を行う。		1,775	188
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、 保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。		2,194	182
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	支援法	988	5,233
	障害児相談支援	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	児福法	16,371	2,093

保育所等との連携強化のための障害報酬改定の対応

①保育所等関係機関との連携の強化

【背景】

- 障害児の地域社会への参加・包容を促進するための支援体制に関して、障害児支援検討会報告書においては、「地域の実情に応じた柔軟な地域支援体制の整備を進めることが重要である」と指摘され、具体例として「小規模の児童発達支援事業所が近隣の保育所等と協力関係を結んで並行通園の実施を進める体制を作る」ことが挙げられている。
- また、児童発達支援を利用する就学前児童が小学校等に入学する際の児童発達支援事業所と学校の連携の必要性についても指摘がなされている。



【対応】 <u>関係機関連携加算の創設(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)</u> 保育所や学校等と連携して個別支援計画を作成した場合や、就学・就職時に関係機関と連絡調整を行った場合について評価を行う。

●関係機関連携加算【新設】

関係機関連携加算(I) 200単位/回 関係機関連携加算(II) 200単位/回

- ※ 関係機関連携加算(I)については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算。
- ※ 関係機関連携加算(II)については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として加算。

②保育所等訪問支援の推進

【背景】

○ 障害児支援検討会報告書において、障害児支援を一般施策としての子育て支援をバックアップする後方支援と位置づける中で、保育所等訪問支援の積極的な活用が必要とされ、更なる保育所等訪問支援の体制整備を進めるために「報酬上の評価も含め、利用をさらに進めるための具体的な方策についても検討すべき」と指摘されている。



【対応】保育所等訪問支援の推進

専門性の高い職員による保育所等訪問支援の評価を充実させる、過疎地や離島・山間地域等 の障害児への支援を充実させる等の対応を行う。

- ①<u>訪問支援員特別加算【新設</u>】 375単位/日 作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。
- ②保育所等訪問支援の算定要件の見直し

[現 行]

他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問の算定が不可。

[見直し後]

他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問の算定が可能。

③特別地域加算【新設】 1日につき15/100に相当する単位数を加算 過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

(参考)療育支援加算(創設)について

1. 加算の要件

*認定こども園、幼稚園にも同様の仕組みあり

- 〇 主任保育士専任加算*¹の対象であり、かつ、障害児*²を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者*³を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算
 - *1 主任保育士専任加算の要件
 - 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるための代替保育士を配置し、以下の5事業等から複数を実施
 - ①延長保育事業、 ②一時預かり事業、 ③病児保育事業、④乳児が3人以上利用している施設
 - ⑤障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設
 - ┆○ 加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組む
 - *2 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。
 - *3 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。
- 加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や 保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと。

2. 加算施設における取組み

- 当該加算の活用により、以下のような連携が図られる。
 - ・ 保育所を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
 - 地域の住民に身近な相談先である保育所を活用することにより、専門的な支援へと結びつける。
 - 補助者の活用により障害児施策との連携が図られる。
 - ⇒ 平成27年度から創設される保育所訪問支援における関係機関連携加算(保育所等と連携して個別支援計画を作成)の 活用が図られる。
 - ⇒ 障害児施策との連携により保育所における専門性も強化され、保育所を利用する障害児に対する支援が充実する。